（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

第三条　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二の十二中「すべて」を「全て」に改め、同条第二号イ中「掲げるもの」の下に「及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）」を加え、同号ヘ中「（平成六年法律第七十七号）」を削る。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第四条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第百七十条の十二中「すべて」を「全て」に改め、同条第二号イ中「掲げるもの」の下に「及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）」を加え、同号ヘ中「（平成六年法律第七十七号）」を削る。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の十一中「すべて」を「全て」に改め、同条第二号イ中「掲げるもの」の下に「及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）」を加え、同号ヘ中「（平成六年法律第七十七号）」を削る。

（金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第六条　金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一項第十二号中「第四十条第二項」の下に「（同法第四十条の二第九項において準用する場合を含む。）」を加える。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第百十条の十二中「すべて」を「全て」に改め、同条第二号イ中「掲げるもの」の下に「及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）」を加え、同号ヘ中「（平成六年法律第七十七号）」を削る。

（保険業法施行規則の一部改正）

第八条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の十三の十二中「すべて」を「全て」に改め、同条第二号イ中「掲げるもの」の下に「及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項（定義）に規定する特例事業者と締結したものに限る。）」を加え、同号ヘ中「（平成六年法律第七十七号）」を削る。

第二百三十四条の十二中「すべて」を「全て」に改め、同条第二号イ中「掲げるもの」の下に「及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法第二条第七項（定義）に規定する特例事業者と締結したものに限る。）」を加える。

（信託業法施行規則の一部改正）

第九条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

第三十条の十二中「すべて」を「全て」に改め、同条第二号イ中「掲げるもの」の下に「及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）」を加え、同号ヘ中「（平成六年法律第七十七号）」を削る。

附　則

この府令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。

府令・省令

内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、環境省令第一号

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十六号）の施行に伴い、及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の四第一項第二号の規定に基づき、中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年十二月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「すべて」を「全て」に改め、同条第二号イ中「掲げるもの」の下に「及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）」を加え、同号ヘ中「（平成六年法律第七十七号）」を削る。

附　則

この命令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。

内閣府、財務省令第五号
経済産業省令第五号

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十六号）の施行に伴い、及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の四第一項第二号の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年十二月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　茂木　敏充

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府、財務省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四十八条中「すべて」を「全て」に改め、同条第二号イ中「掲げるもの」の下に「及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）」を加え、同号ヘ中「（平成六年法律第七十七号）」を削る。

附　則

この命令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。